

# 礼文町過疎地域持続的発展市町村計画

計画期間 自 令和3年度

計画期間 至 令和7年度

北海道礼文郡礼文町

# 目 次

1. 基本的な事項	3
(1) 礼文町の概況	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 礼文町行財政の状況	7
(4) 礼文町の持続的発展の基本方針	11
(5) 礼文町の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
3. 産業の振興	18
4. 地域における情報化	28
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	30
6. 生活環境の整備	34
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	41
8. 医療の確保	46
9. 教育の振興	48
10. 集落の整備	53
11. 地域文化の振興等	54
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	56
計画書添付資料	
・事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	58

## 1. 基本的な事項

### (1) 礼文町の概況

#### ア 礼文町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

礼文町は、日本最北端の島として北海道北端の稚内より西方 59 km の日本海上に位置(北緯 45 度 30 分 14 秒、東経 141 度 4 分 16 秒) する周囲 72 km、面積 81.33 ㎢の一島一郡一町の漁業と観光を主産業とした町です。

地形は、南北 29 km、東西 8 km と細長く、中央部の最高地点である礼文岳(490m)を除けば、南部及び中部は概ね 200m～300m の山地が連続し東側は海岸に向かって次第に降下していますが、西側は急傾斜する海蝕崖として断崖絶壁をなし海に臨んでいます。

気象は、日本最北端の宗谷地方の気象、総じて北洋の気候に支配されますが、日本海側のため対馬暖流の影響を受け、内陸の気候と比べると冬期でも比較的温暖です。また、オホーツク海から流入する流氷の影響もほとんどなく、夏期は冷涼で過ごしやすい気候となっています。

開拓の歴史は、今から 336 余年前の貞享 2 年に松前藩主直領地として開発された宗谷場所の附属場所として開けたのが始まりで、明治 13 年香深村に礼文各村戸長役場が設置され、次いで明治 25 年船泊村が分村、明治 35 年香深・船泊両村の 2 級町村制の施行、大正 12 年香深が 1 級町村制の施行を見て、昭和 31 年 9 月 20 日町村合併促進法に基づき礼文村が誕生しています。

さらに、昭和 34 年 9 月 1 日町政が施行され、平成 20 年に町政施行 50 周年を迎え今日に至っています。

本土との交通は、昭和 53 年に航空路が開設されたことによって、それまでの海上交通のみの状況から大きく変化し、本土との連絡時間も 20 分で結ばれ大幅な時間短縮が実現したものの、平成 15 年 3 月をもって定期航空路線が運休となったため、現在の交通手段は、3,500 トンの大型フェリーでの海上航路により、本土との所要時間が 1 時間 55 分で連絡されています。

一方、島内交通では、道道 4 路線が主要幹線交通路となっており、礼文島は南北に細長く、全体になだらかな丘陵地形ですが、国有林野が全体面積の約 8 割を占めることから明らかなように、平坦な地形が著しく少ないため、道路環境は整っているとはいえません。

また、西海岸沿いは急峻なことから車道がなく、集落を結ぶ道路は東西を横断するように整備されています。このような道路事情において島の東部や北部船泊湾沿い、及び香深・元地間に唯一の交通機関としての定期バスが運航しています。

集落は、海岸線に沿って散在し、船泊地区大備、香深地区会所前・入舟をもって市街地を形成し、官公庁・商店街が市街地に集中しています。

生活面を見ると、周囲を海に囲まれている実状から水産物は自給自足可能だが、あとは野菜が僅かに自給できる程度と、生活物資の大半は本土に依存せざるを得ず、運送費を負

担した高騰物資の購入を余儀なくされています。また、地元の生産物である魚類も運送費分を割安にした価格で市場に供出せざるを得ない等、現況は極めて厳しい経済条件下にあります。

## イ 礼文町における過疎の状況

礼文町における過疎化現象は、鯨漁の終息を見た昭和 30 年代から平成 22 年までの 55 年間において 6,796 人 (68.8%) と著しい減少を示しています。特にその傾向は、平成 2 年から平成 7 年にかけての 14.6%の減少が最も著しく、現在も減少は続いています。

また、若年層 (0 歳～14 歳) は、昭和 50 年から平成 22 年までで 1,445 人減少し、総人口に占める構成比も昭和 50 年の 27.0%から平成 22 年の 10.3%となっています。反面、総人口に占める高齢者人口の構成比は、昭和 50 年の 10.0%から平成 22 年には 30.7%と増加しており高齢化が進んでいます。

その原因は、鯨漁の衰退と本町水産業の大宗を占めるウニ・アワビ・コンブ等磯根付資源の減少が漁家経営の不安定性を招き、漁業従事者及び後継者が極度に減少したこと等、基幹産業である水産業の低迷が大きな要因と考えられます。

また、観光が水産業と並ぶ産業として発展していますが、極端な夏季偏重である等、産業としての不安定さを解消できないでいます。

このように、離島という特殊事情から就労機会が極めて限定されるため、中・高卒者の大半は道内・外に転出せざるを得ず、併せて医療不安等過疎地域に共通した地域の後進性もその要因となっています。

一方、昭和 46 年度に過疎地域対策緊急措置法に基づく地域指定を受けて以来、礼文町過疎地域振興計画の基に、天然資源に依存した漁業形態から増養殖事業の推進による栽培漁業への転換、基盤の整備、近代化の奨励、後継者対策等水産業の振興を柱とし、観光産業の形成等産業の振興による就労機会の拡大、あるいは交通・教育文化・医療の確保等生活環境の向上による人口の流出防止を目標に掲げ、その計画達成に努力してきました。

その結果、基幹産業である水産業は、漁船漁業の近代化、栽培漁業への転換が次第に進み漁家経済も幾分安定傾向にあります。依然として後継者や漁業従事者不足の問題を抱えている現況にあります。

観光においては、利尻礼文サロベツ国立公園の中核をなしつつも観光客の入り込み数は平成 14 年をピークに減少傾向が続いていることから、ロングステイの推進や外国人観光旅行者の積極的な誘客につながる創意工夫が重要となっています。

一方、道路や港湾・空港の整備及び社会教育・医療・し尿や廃棄物処理・下水道処理等の施設整備が進み生活水準は向上しています。

しかしながら、過疎対策上の最重点課題である地域の自立と青年層の定着化を促進する雇用増大対策については、今なお決定的な解決策を見出せずにいる状況です。

これまで、地域の活性化に向けて増養殖漁場の造成など水産施設の整備や、キャンプ

場など観光関連施設の整備を進めてきましたが、施設の利活用や管理運営などについて、ソフト面の事前の検討が十分でなく、効率的な施設の活用が図られなかったことが課題としてあげられます。

今後は、施設の有効的な活用を図るため、管理運営体制の充実などソフト面も含め検討し取り組んでいくとともに、雇用施策と併せて高齢者対策を視野にいたした各種事業の展開が必要になってくると考えられることから、近隣市町村と連携を図りながら地域の持続的発展に向けた施策を実施していかなければなりません。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、北海道の総合計画等における位置付け等を踏まえた礼文町の社会経済的発展の方向の概要

礼文町の経済は、これまで基幹産業である水産業の盛衰に大きな影響を受けながら今日に至り、利尻礼文サロベツ国立公園の中核として最北の豊かな自然景観を背景とした観光産業が形成され、産業構造にも変化が見られるようになっていきます。

近年、本町の漁業生産額は減少傾向にあり、1人当りの漁業生産額は全道の平均と比べても決して高くなく、漁業を営むかたわら建設労務などに就労する漁家もあります。また、漁業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となり、高齢者に対応した漁業所得の高い磯根資源の増大と、市場開拓や付加価値の向上による魚価の高・安定化を進める必要があります。

一方、都市への人口集中化や余暇の増大に伴い、自然とのふれあいを求めるツーリズムや、1地域でのロングステイの需要が外国人旅行者を含めた中で、ますます増大してくることが期待されます。このため今後は、道北のてっぺんエリア観光というテーマで協力し合いながら、礼文町としては恵まれた自然を大切にしながら観光期間の延長や、何よりロングステイや観光の国際化への変換を図る必要があります。

今後は、礼文町の基幹産業である漁業と観光双方の振興を図るべく、積極的な事業展開を行い、漁業と観光が連携した本町ならではの魅力ある産業展開を推進することが急務であると考えます。

### (2)人口及び産業の推移と動向

礼文町の人口は、前述のとおり昭和31年の香深・船泊合併時の10,099人を最高にその後は減少を続け、昭和35年の国勢調査では8,795人、昭和50年の国勢調査では6,525人、平成2年の国勢調査では5,121人、平成17年の国勢調査では3,410人となり、また、平成27年の国勢調査では2,773人と、昭和35年の国勢調査時と比較して68.5%の減少となっています。

年齢別人口は、昭和35年の国勢調査と平成27年の国勢調査を比べると、15歳未満の年少人口では92.5%が減少し、15歳以上64歳までの生産年齢人口は67.1%が減少した一方で、65歳以上の高齢人口は105%も増加し、少子・高齢化が顕著で、町の活力の低下につながっていると思われます。

男女別人口は、総人口に占める男女別の割合は、男性、50.4%、女性がおおよそ 49.6%と若干男性の割合が高く推移されています。

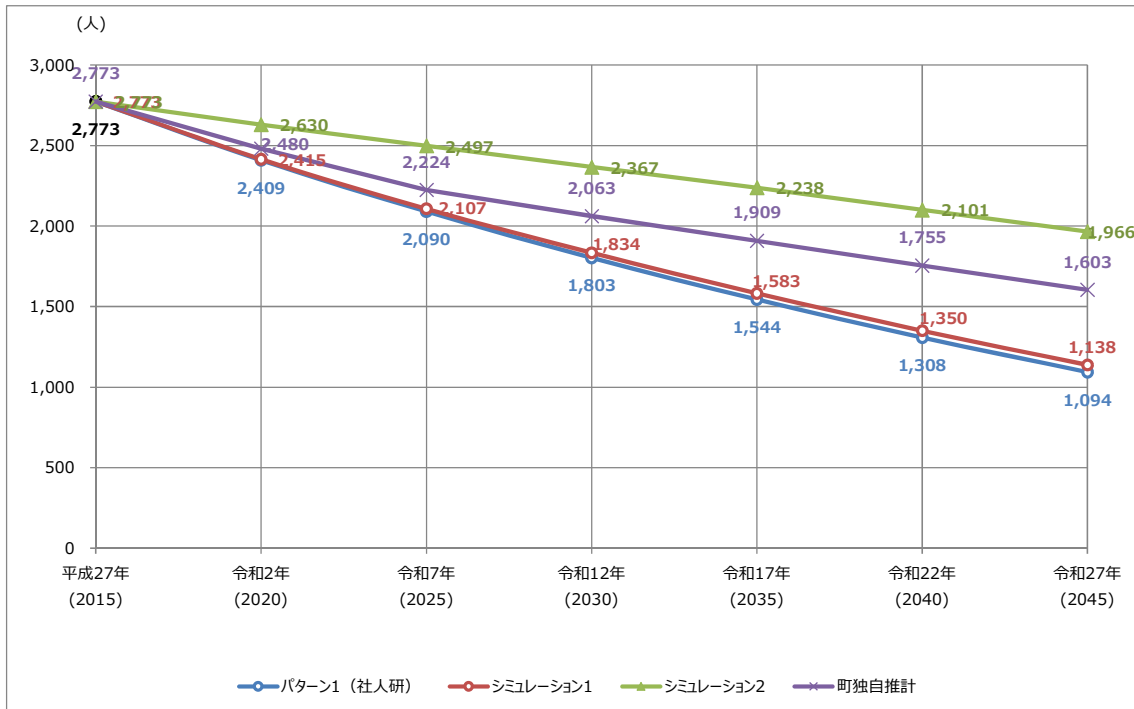
就業人口は、平成 27 年の国勢調査では 1,798 人で、産業分類別比率は、第 1 次産業が 36.3%、第 2 次産業が 12.6%、第 3 次産業が 51.1%となっています。

本町は、第 1 次産業である水産業により開拓、発展してきた純漁村で昭和 35 年の国勢調査の産業分類比率では第 1 次産業は 71.4%を占め、第 2 次産業は 10.6%、第 3 次産業は 18.0%を占めていたが、漁業従事者の高齢化と漁業就労環境からくる漁業後継者不足と、観光産業の発展による、特に女性の就労化等により、第 1 次産業から第 2 次産業や第 3 次産業への移行が顕著に表れたものと考えられます。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 3 5 年		昭和 5 0 年		平成 2 年		平成 1 7 年		平成 2 7 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 8,795	人 6,525	% △ 25.8	人 5,121	% △ 21.5	人 3,410	% △ 33.4	人 2,773	% △ 18.7	
0歳～14歳	3,585	1,761	△ 50.9	900	△ 48.9	396	△ 56.0	289	△ 32.1	
15歳～64歳	4,750	4,111	△ 13.5	3,419	△ 16.8	1,998	△ 41.6	1,561	△ 21.9	
うち 15歳～ 29歳(a)	1,792	1,205	△ 32.8	773	△ 35.9	404	△ 47.7	277	△ 31.4	
65歳以上(b)	460	653	42.0	802	22.8	1,026	27.9	943	△ 8.1	
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 18.5	-	% 15.1	-	% 11.8	-	% 10.0	-	
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 10.0	-	% 15.7	-	% 30.1	-	% 34.0	-	

表 1-1 (2) 人口の見通し (第 2 期 礼文町人口ビジョン)



### (3) 礼文町行財政の状況

#### 1) 行政

礼文町では、厳しい財政状況を背景に「礼文町集中改革行政改革プラン」に基づき行財政改革を進め、職員定数の削減、組織機構の見直しにより効率的な行政に努める一方で、小規模町村である本町の行財政基盤の強化・確立を目指し、合併期限内での市町村合併を目指しましたが、合併の枠組みを決定するまでに至らず、新しい広域連携の枠組みとして稚内市を中心市とした「定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、宗谷定住自立圏共生ビジョンに基づく連携等により、急速に進む少子高齢化社会への対応など多様化する行政ニーズに対応してきたところです。

しかしながら、社会構造の著しい変化に伴って、多様化・複雑化する行政ニーズに対応するためには引き続き行政改革を推進し、効率的な行政運営に努めなければなりません。また、地方分権が加速化する中で、地方の自主性・自立性の強化など地方自治の一層の充実が求められつつあります。

これからは、事務・事業の多様化や地方分権の推進に対応した行政基盤の強化を図るため、組織体制の充実と住民の協働や人材の活用により行政を推進するとともに、定住自立圏の形成など、様々な形態の広域連携を推進し、地域主権型社会に的確に対応した行政を推進するとともに、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るなど住民サービスの向上に努めなければなりません。

## 2) 財政

礼文町では自主財源が乏しく、過疎化に対応した基盤整備や産業振興、少子高齢社会に対応した保健医療福祉施設の整備などを積極的に進めるため、その財源の多くを町債に依存してきました。そのため、公債費負担が増加し、厳しい財政状況下にありましたが、公債費負担適正化計画の策定や行政改革集中改革プランを積極的に進めたことにより、起債償還財源の確保や起債事業の抑制に努めてきたところです。その結果、早期健全化基準及び経営健全化基準を大きく下回り、健全な財政状況を維持しています。

しかしながら、今後において大型事業の実施により公債費負担の増加が見込まれ、町の財政状況は厳しさを増すものと予想されることから、現下の経済情勢や国政の変化に伴って流動する地方交付税制度や国庫補助負担制度、税制度等の改革に対応した財政運営が求められています。

これからは、義務的経費等經常一般財源の節減に努めるとともに、起債発行においては必要最低限の平準的な発行額となるよう補助金や交付金制度を活用しながら的確な財源の確保により事務事業の計画的な実施に努め、健全財政の運営を推進します。

## 3) 施設整備水準

礼文町における公共施設の整備状況は、旧過疎法や離島振興法の適用から、これまでの間にかなりの整備水準の向上が図られています。

しかし、今日の高齢化社会が進行する中であっての各種福祉施設の不備や近年活動が活発化している文化・スポーツ・レクリエーション施設、さらに生活様式の変化に伴う生活環境施設などが十分とはいえず、その水準は低位にあると判断せざるを得ません。



表 1-2 (1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,879,171	4,381,686	5,214,398
一般財源	3,743,160	2,939,987	3,093,205
国庫支出金	354,700	471,173	483,411
都道府県支出金	131,765	141,085	232,708
地方債	422,100	469,300	793,300
うち過疎対策事業債	116,100	160,000	602,900
その他	227,446	360,141	611,774
歳出総額 B	4,721,430	4,345,606	5,131,291
義務的経費	1,994,288	1,325,194	1,436,246
投資的経費	1,513,926	932,868	1,432,577
うち普通建設事業費	1,513,926	795,678	1,432,577
その他	957,464	1,868,006	1,434,896
過疎対策事業費	98,011	219,538	827,572
歳入歳出差引額 C (A - B)	157,741	36,080	83,107
翌年度へ繰越すべき財源 D	74,169	3,483	13,424
実質的収支 C - D	83,572	32,597	69,683
財政力指数	0.13	0.13	0.13
公債費負担比率	19.0	21.3	22.8
実質公債費比率	12.9	7.6	12.7
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	66.7	69.3	76.3
将来負担比率	3.7	-	-
地方債現在高	5,243,506	5,777,086	7,035,964

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	9.2	14.3	20.8	21.0	26.1
舗装率 (%)	13.9	27.9	21.1	31.4	36.1
農道					
延長 (m)	-	-	-	-	3,548
耕地1ha当たり農道延長 (m)	14.5	15.1	14.4	14.5	-
林道					
延長 (m)	-	-	-	-	-
林野1ha当たり林道延長 (m)	80.5	80.5	46.4	46.4	-
水道普及率 (%)	99.5	99.8	99.9	100.0	99.3
水洗化率 (%)	-	-	-	54.6	87.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.4	3.7	4.9	19.0	19.0

#### (4) 礼文町の持続的発展の基本方針

礼文町は、海拔ゼロメートルから高山植物が咲き誇る最北の花の島として、利尻礼文サロベツ国立公園の主要な位置にあります。一島一郡一町の離島と言う地理的条件が、経済・社会・文化の振興発展や生活に、本土との格差を生んでいます。

このような状況の中、新たな時代の流れや、求められる地方自治の姿を踏まえ、礼文町のめざす姿を実現するため、「第6次礼文町まちづくり総合計画」を策定し、礼文町が将来に向かって進むべき目標や、その実現に必要な主要施策を示し、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画として行政運営や住民活動などあらゆる分野での総合的・計画的な指針として位置づけました。

現在、我が国では、技術革新やグローバル化の進展など、社会情勢がめまぐるしく変化するなかにおいて、地方自治体を取り巻く環境についても、国全体の人口減少や少子高齢化を背景に、より一層厳しさを増すことが予想されることから、本町を取り巻く経済社会情勢などを適時的確にとらえ、長期展望にたち戦略的に進めていく必要があります。

「第6次 礼文町まちづくり総合計画」は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間における本町の「まちづくり」を示す指針であり、テーマを「島の絆」“地域の結びつきと支えあいによる島の更なる発展をめざして”としております。このテーマは、離島である本町が、今後さらに人口減少や少子高齢化が見込まれる厳しい時代のなかでも「地域の結びつき」や「人と人との支えあい」を大切に、島全体が「家族」の様になり、町民一人ひとりが郷土への愛着と誇りをもちながら、町の更なる発展を目指すという強い思いが込められており、先人から受け継いできたこの町を次の世代に引き継ぐためにも、実効性のある計画の推進を展開します。

#### ◆ 将来像1. 《活気と魅力あふれるまちづくり》

恵まれた自然環境と豊かな地域資源を活かし、人と自然が共存するなかでも地域の利便性を高め、魅力あふれるまちづくりをめざします。また、社会情勢の変化を柔軟にとらえ、本町の魅力を内外に発信し、基盤産業である水産・観光業、または商工業の振興による雇用を創出し、地域ぐるみで発展し続ける活気あるまちづくりを推進します。

#### ◆ 将来像2. 《島の暮らしを支える環境づくり》

いつまでも住み続けたいと思える島の暮らしを支えるため、健康で安心して暮らすことができるための医療サービス体制の向上と、高齢者や障がい者など支援が必要な方を地域のつながりと絆で支えあう福祉の心を育てます。また、防災・防犯・交通安全・消防体制や、水道などのライフラインの充実を図り、すべての住民にとって安心安全に暮らすことができるための生活環境づくりを推進します。

### ◆ 将来像3. 《郷土愛と人を育む地域づくり》

まちづくりは、人々の取組みと活躍によって形成されるものです。島の魅力や歴史・文化等の特色を活かし、次代を担う子どもたちの豊かな心と学力を育みます。また、郷土への愛着と誇りをもって、地域が抱える課題や問題に取り組む人材を育成し、町民と行政の協働に基づきまちづくりを推進します。

#### (5) 礼文町の持続的発展のための基本目標

(指 標)	(数値目標)
・ 計画期間内の将来人口	2,200 人

#### I. 島における安定した雇用を創出する

基盤産業である水産業の振興や商工業の活性化を図り、若い世代にとって「魅力」や「やりがい」のある仕事を創出し、安定した雇用を確保します。

(指 標)	(数値目標)
・ 納税義務者数 (所得割)	毎年 1,200 人
・ 課税対象所得	毎年 2,800,000 千円

#### II. 島への新しいひとの流れをつくる

広大な自然や豊かな食など、本町の優れた地域資源を国内外に広く発信し、観光客や移住者の増加を図るとともに、若者が定着する拠点として、新しい人の流れを創出します。

(指 標)	(数値目標)
・ 転入者数	5年間で 700 人
・ 転出者数	5年間で 750 人
・ 移住者数	5年間で 200 人

#### III. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代の「結婚して子どもを産み育てたい」という希望をかなえるため、結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

(指 標)	(数値目標)
・ 婚 姻 数	5年間で 50 組
・ 出 生 数	5年間で 50 人
・ 合計特殊出生率	5年後 0.25 ポイント増

#### IV. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

職業や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、時代を担う子供たちが充実した環境の下、教育を受けられる体制整備を進めます。

(指 標)	(数値目標)
・社会増減数	5年間で△50人

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、町民や外部有識者等による審議会を開催し、目標や事業内容の達成状況について評価を行う。

#### (7) 計画期間

計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

### ◆公共施設等の維持管理方針

#### 1. 点検・診断等の実施方針

公共施設の基本的考え方は、適正な公共投資並びに公共施設の維持管理費を節減するためのコンパクトなまちづくりに資するべく、建替・更新時の統廃合などでの維持・再編を図ります。

施設の適切な維持管理により建物の性能を十分に発揮することができます。専門的・技術的知識のほか、日常の維持管理が重要となります。

公共施設等は利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は各施設で異なり、その状態は時々刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、施設寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、各施設の特性を考慮した上で、定期的な目視点検・診断により状態を正確に把握します。

インフラについても、維持管理費の節減を図るため、施設の長寿命化をはかります。インフラの健全度の把握については、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行うこととします。

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を個々の施設カルテとして記録し、次期点検・診断等に活用します。

## 2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、建物の劣化状況や担当部署の意見、各施設の耐用年数経過状況を踏まえて検討し、社会状況の変化、町民ニーズの変化等を考慮し修繕・更新を計画的に実施します。

更新に際しては光熱水費などの維持管理費の削減につながる仕様を推進します。また更新時においては、PFI事業などの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入する検討を行います。

## 3. 安全確保の実施方針

施設については、災害時の避難施設としての役割を持つ施設も多く、その機能・安全性の確保に向けた施設価値を向上させる取り組みも必要となります。バリアフリー化の充実およびユニバーサルデザインの活用を図り、町民誰もが利用しやすい施設・設備の整備を進めていきます。環境性能など質的向上への対応、建設廃棄物の抑制、省エネルギー化の推進など環境にも配慮します。

また点検・診断等により高い危険度が認められた施設については、立入禁止や利用休止などの安全対策を講じ、利用者の安全性を確保します。なお、引き続き利用が必要と判断された場合は、緊急性・重要性を勘案して、必要な改修等を行います。また、供用廃止となり、かつ今後も利用見込みのない施設については、速やかに除却や売却等の検討を行います。

## 4. 耐震化の実施方針

耐震化未適合施設について、本計画の方針に沿って当該施設の必要性を判断したうえで、存続を判断された施設については、耐震化率向上を目指し、計画的・効果的な整備実施を図ります。

## 5. 長寿命化の実施方針

今後も維持継続していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

また、今後策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

## 6. 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に登載される公共施設等の整備事業については、公共施設等総合管理計画との整合性を図ります。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住定住の環境整備

人口減少は、本町のまちづくりにおける大きな課題となっており、特に若年層の都市部への流出が顕著となっています。

住む場所と働く場のほか、若い世代に関しては、子育てや教育環境の充実なども重要となっており、総合的な環境整備が必要となります。

また、移住定住の基礎情報となる空き家住宅と未利用地の情報開示が不足しております。移住に関しては、「ワンストップ窓口」や「移住定住コーディネーター」を配置し、移住検討者と地域をつなぐ包括的な役割が求められます。

#### イ 関係人口の創出・拡大

本町は、四方を海に囲まれた離島という地理的な条件から、地元住民との交流が主となっている背景があります。このため、都市部など環境の異なる地域との交流は、町の発展にも極めて重要です。

特定の地域に対して、強い関心を有し地域との関りを深めていく人々や、将来U・I・Jターンとなりうる人々、都市部に居住しつつ兼業・副業として地方の企業経営改革等に貢献する人材等、「地域と外部人材」の様々な関わりが生まれてきており、こうした特定の地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大することは、地方にとっても都市部にとっても意義があると認識し、今後更に「関係人口」の創出・拡大に努めます。

#### ウ 人材・組織の育成

まちづくりは、人々の取組みと活躍によって実現されるものであり、これを推進するためには、「地域リーダー」の育成が極めて重要です。

地域が抱える課題や問題等を地域全体で認知・学習して共有し、その課題に対して地域住民が自ら考える場所と機会を提供し、将来の「まちづくりリーダー」となる人材や組織の育成に努めます。

## (2)その対策

### ア 移住定住の環境整備

空き家等の情報を提供できる仕組みを構築し、移住・定住の促進を図ります。移住に関しては、総合的に移住を支援するための体制づくりをめざします。

1. 移住定住支援事業
2. 地域おこし協力隊定住支援
3. 持ち家住宅への支援事業
4. 田舎暮らし体験の受入体制づくりの推進
5. 地方の暮らし情報発信強化

### イ 関係人口の創出・拡大

地方になく、都市にあるもの。都市になく、地方にあるもの。双方の地域が多様な形で関係を築くことは、地方にとっても都市部にとっても意義があります。

このような地域間で継続的に、または多様な形で関わる「関係人口」を拡大することは、双方によって意義があると認識し、今後更に「関係人口」の創出・拡大に努めます。

1. 都市部との連携事業
2. リゾートバイト等ふれあい交流事業
3. 交流事業の実施
4. 地域おこし協力隊拡充事業
5. 企業誘致推進事業

### ウ 人材・組織の育成

地域が抱える課題や問題等を地域全体で認知・学習して共有し、地域住民が自ら考える場所と機会を提供し、将来の地域づくりを「けん引」する人材や組織の育成に努めます。

1. 地域リーダー育成事業
2. 次世代リーダー育成事業



(3)計画（移住・定住・地域間交流の促進、人材育成）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住	空き家改修事業 U・I・Jターンを対象とした空き 家の改修事業を行います。	町	
		定住促進住宅整備事業 町外から来るU・I・Jターン者が 町内事業所に就業するため、住居とし て利用する住宅を整備します。	町	
	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 地域間交流 移住定住	地域交流活性化推進事業 首都圏や地域において関係人口の 創出と拡大に向けたPR活動やイベ ントを積極的に行います。	町	
		持ち家住宅への支援事業 新築住宅及び持ち家住宅のリフォ ームに対する助成を行います。	町	
		礼文島移住促進事業 移住体験住宅等の積極的な活用や 移住定住関連のイベントに参加しP Rを行います。	町	
		民間賃貸住宅促進事業 町内に民間賃貸住宅を建設する個 人又は法人への助成を行います。	町	
		人材育成	地域・次世代リーダー育成事業 ワークショップ等を行い、課題など を議論する経験を通じて地域の人材 育成を図る。	町
	(5)その他	地域おこし協力隊事業の推進 地域おこし協力隊を積極的に任用 します。	町	

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 水産業の振興

本町の基幹産業である水産業は、漁獲数量と魚価の変動に左右されながらも、近年は概ね35億円以上の生産額を維持しています。

しかし、ホッケ、タラ等の魚種が、TAC導入により計画的な資源管理が求められることが予想されるほか、コンブやウニ等の磯根資源については「磯焼け」が懸念されている等、先行きが不透明な状況となっています。

また、漁業後継者をはじめ、刺網漁業やコンブ漁業の陸上作業員等のひとの確保が困難な状況となっています。

##### イ 商工業の振興

本町の商工業は、島外への人口流失による人口の減少や出生数の減少のほか長寿命化に伴う高齢化といった地域環境の変化に加え、インターネット等を利用した島外マーケット利用の伸展により、町内における購買活動の場は縮小しているものと推測され、さらに、今後も消費者ニーズの多様化が進むなか、取扱い品目が少ない地元商業者にとっては、厳しい経営状況が続くものと考えられます。町内の小売業は小規模で地域密着型の経営体が多いことから景気変動の影響は直接受けることはないものの、商工業の振興に向けてはキャッシュレス化の対応や新たな地場産品の開発など観光業や水産業といった異業種との連携を進める必要があるほか、事業主の高齢化に伴う廃業や世代交代がスムーズに進んでいない構造的な問題を抱えていることから、事業の継承が困難な小規模事業者への支援や新規起業への対応が必要です。

一方、町内における商工業の基盤を維持するうえでは、消費者との関りも一体的に取り組む必要があります。このため運賃の転嫁によって生じる「離島価格」の解消を図るため、プロパンガスに加え、食料品、日用品等運賃の低廉化や、暖房用を中心とした灯油の安定的な供給体制の維持等、多面的に取り組む必要があります。

##### ウ 観光の振興

近年の観光は、国民所得の変化やライフステージごとの意識の変化を背景に、日本人旅行の国内市場については縮小基調にある一方、アジアを中心とした海外市場へと旅行先を広げています。このため本町の観光客入込数は一貫して減少していることから、礼文島観光協会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、受入体制の整備や積極的な誘致活動を展開しています。

こうしたなか、旅行の形態は団体旅行から家族や友人といった少人数、個人旅行へと変化し、さらには旅行の動機もアクティビティや食イベント等、目的が明確化多様化し

ていることから、宗谷管内の自治体や関連団体がこれまで以上に連携し、地域にある特徴を独自観光資源に活用した事業の展開を協働して推進するとともに、礼文島らしい滞在・体験型観光メニューの開発や情報発信などを積極的に推進する必要があります。

## エ 港湾の整備

礼文島の玄関口である香深港は、町内の産業は基より島民の生活に関わる交通・流通拠点として重要な役割を担っています。港湾の発展は町づくりと直接繋がっているため、将来の香深港の発展方向を「物流、水産、交通、観光、交流の拠点」と定め、必要な港湾整備を進めています。

一方、港湾施設の大半が建設から30年以上を経過していることから、安全に利用するための老朽化対策と、既存施設をできる限り長く活用するための適切な維持管理が求められています。

## (2) その対策

### ア 水産業の振興

本町の水産業の安定とその発展のために、漁業担い手の確保や漁業生産基盤の整備、水産物の販路拡大に努めます。

#### 1. 漁港整備事業

第4種礼文西漁港（元地・鉄府）及び、町内の第1種漁港（8港）の整備を進め、漁船の安全確保と漁業従事者の就労環境の向上を図り、観光産業との連携を視野に置いた漁港づくりを推進します。

#### 2. 離島活性化事業

魚介類の出荷に係る輸送費や商品開発・梱包等に係る物資についての移入費を支援することにより、販売拡大と付加価値向上に努め、離島漁業の振興を図ります。

#### 3. 水産基盤整備事業

海藻類が生育しにくい状況である場所に、囲礁を設置し大割石を投入し、漁場造成を行い、漁場の回復と拡大を図り、地区沿岸の生産向上と漁場経営の安定を図ります。

#### 4. 漁業関係資金利子補給

「漁業近代化資金利子補給」制度では、漁業施設の整備拡充を図り、漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者に対し利子補給金を交付することを、また「産業振興資金利子補給」制度では、産業の振興と経済の安定を図るための施設の設置、及び機械の購入などに必要な資金を貸付ける融資機関に対し利子補給金を交付します。

#### 5. 漁業就業者確保対策事業

「漁業後継者報奨金奨励」制度では、礼文町内における漁業後継者を育成するため、漁業協同組合青年部に加入し、漁業後継者として認められた者に対し、報奨金品を交付し漁業活動を奨励・支援します。

#### 6. 漁業担い手支援補助事業

漁業振興と地域社会の活性化のため、漁師になろうとする意欲の喚起と就業後の定着等を図る「担い手支援金」等の支援を行うことにより、新規漁業者等を育成し、その漁業経営の早期安定を図って、漁業全体の安定的な発展を推進します。

#### 7. 漁業者住宅支援事業

町外から移住し、本町において新たに漁業就業する者の定住促進と、地域漁業振興及び活性化を図ります。

#### 8. 離島漁業再生支援交付金事業

漁場の合理的な利用や新技術・漁法の導入などに取り込める環境を整えるとともに、漁場環境の保全活動を継続的に実施します。

#### 9. 水産加工品開発事業

新たな商品開発に向けたニーズ調査や試験調理などに積極的に取り組むとともに、エコラベルの認証によるホッケのブランド化など主要水産物の付加価値向上を図ります。

## イ 商工業の振興

礼文島内の消費者のニーズや多様に変化する社会情勢に柔軟に対応していくため、漁業や観光業等異業種とのネットワーク化を推進します。

### 1. 中小企業融資・利子補給

町内中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進し、経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図り、魅力的で活気ある企業づくりなど、商工業発展のための支援に努めます。

### 2. 新製品開発・販路拡大

北海道や関係団体と連携し、新商品開発や販路の拡大を図ります。

### 3. 商工業支援

町内商工業者への経営指導などの中心的役割を担う商工会に対し、その円滑な活動を支援するため運営補助を行います。

### 4. プロパンガス運賃助成

プロパンガス販売業者への運賃助成を行います。

### 5. 燃油の安定供給

燃油の安定供給を図るため、重油、灯油タンクの管理運営を行います。

### 6. 水産加工施設整備助成

水産加工施設の新設等を行った場合に助成します。

### 7. プレミアム商品券助成

地域住民の暮らしの生活支援と町外への消費購買流出の防止並びに地元消費拡大を図るためのプレミアム商品券の発行に助成します。

### 8. 商工業担い手支援事業

起業や事業拡大する事業者に対して支援金を交付し、意欲の喚起と事業の定着・経営の早期安定を促進し、商工業の振興による地域社会の活性化と安定的な発展を推進します。

## 9. 雇用充足促進事業

「仕事と暮らし」を体験できるマッチングツアー等の造成により、雇用の拡大やU I J ターンの促進を図り、労働力不足の解消を目指します。

## ウ 観光の振興

礼文島らしい滞在・体験情報のPRや外国人観光客にも対応した施設整備により観光宿泊数の確保を図るとともに、観光に関するトピックを捉えた誘客事業を推進します。

### 1. 観光案内標識整備事業

景勝地や遊歩道などの標識などを統一化するとともに、外国人観光客受け入れのためのルートサインの整備等についても推進します。

### 2. 観光プロモーション事業

広告掲載や旅行エージェント訪問の他、関係機関と連携した観光客誘致を実施するとともに、外国人観光客を対象とした事業についても実施します。

### 3. 観光振興支援事業

北のカナリアパークを核とした旅行商品の開発や、キャリアとの連携による誘客事業等を展開します。

### 4. 観光地整備事業

島内景勝地施設の他、北のカナリアパーク等観光関連施設やトレッキングコース、遊歩道などについて、計画的に改修や整備を行います。

### 5. 観光関連団体等支援事業

誘客事業を始め、観光案内所の運営、1 Day バス事業、シャトルバス運行事業、北宗谷広域観光連携事業、DMO連携事業、滞在・体験型観光促進事業、パンフレットの作成など観光宣伝事業など、様々な観光振興事業を展開する観光協会等に対して支援を行います。

### 6. 宿泊施設整備助成

宿泊施設の新設又は増設を行った場合に、観光産業に寄与するものとして助成します。

## エ 港湾の整備

港湾施設の老朽化対策や適切な維持管理を図るほか、イベントの実施や大型クルーズ船の誘致により、安全でにぎわいのあるみなとづくりに努めます。

### 1. 港湾の整備（香深港）事業

香深港本港南外防波堤改良や香深港本港及び船泊分港の老朽化対策について、計画的に実施します。

### 2. 港湾管理事業

旅客ターミナルや港湾施設の安全で安心な施設利用のため、施設の適正な維持運営管理に努めます。

### 3. 港湾環境施設整備事業

港湾施設は、地域住民の交流や観光の振興など地域の活性化に大きく寄与していることから、日常の定期点検と整備はもとより施設の有効利用を図り「みなとオアシス」の機能保全に努めます。

## オ 他の市町村との連携施策等

本町は、稚内市を中心とした宗谷定住自立圏に参画し、産業・医療・福祉・教育等の各分野において圏域内の市町村が連携し、魅力と活力にあふれた圏域を目指しています。特に産業分野では、地域の特色を生かした圏域観光の推進、有害鳥獣被害防止対策、水産物の高付加価値化推進等といった施策を推進し、地域経済への波及効果の拡大を目指します。

また、平成 28 年に特別区全国連携プロジェクトの一環として特別区長会と北海道町村会が連携協定を締結したことから、宗谷町村と東京都港区との PR 活動や、宗谷地域でのイベントの実施等の連携事業を今後も推進します。

(3)計画（産業の振興）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2.産業の振興	(1)基盤整備 水産業	離島漁業再生事業 新技術・漁法の導入などを取り込める環境を整えるとともに、漁場環境の保全活動を支援します。	集落	
		大型魚礁設置事業（FP魚礁等設置）	道	
		増殖場造成事業（囲い礁投石）	道	
		漁港整備事業 第4種礼文西漁港（元地、鉄府） 第1種8港	道	
	(9)観光又はレクリエーション	高山植物保護対策事業 自然環境の保護と観光活用の両立を図るため、自然歩道施設の補修、町寿命化に必要な整備・改修を行います。また、遊歩道の草刈り等を実施し、自然景観の美化や植生回復を図るための取組みを推進します。	町	
		観光案内標識整備事業 景勝地や遊歩道などの案内板や標識など統一化した整備を促進するとともに、外国人観光客受け入れのためのルートサインの整備等を推進します。	町	
		観光地整備事業	道	
		北のカナリアパーク周辺整備事業	町	
	(10)過疎地域 持続的発展特別事業 第1次産業	地域産品輸送費支援事業 水産品の輸送経費の一部を支援します。	町	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	漁業後継者報奨金奨励事業 町内における漁業後継者を育成するため、漁業協同組合青年部に加入し、漁業後継者として認められた者に対し、報奨金品を交付し漁業活動を奨励・支援します。	町	
		漁業担い手支援補助事業 新規漁業者に対して、支援金や研修補助金を交付することにより、漁業全体の安定的な発展を推進します。	町	
		漁業者住宅支援 町外から移住し新たに漁業就業者となる者に対し、住宅を手当てし、地域漁業の振興及び活性化を図ります。	町	
		漁業関係資金利子補給 「漁業近代化資金利子補給」制度では、漁業施設の整備拡充を図り、漁業経営の近代化を推進しようとする漁業者に対し利子補給金を交付することを、また「産業振興資金利子補給」制度では、産業の振興と経済の安定を図るための施設の設置、及び機械の購入などに必要な資金を貸付ける融資機関に対し利子補給金を交付します。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 観 光	観光協会補助事業 誘客事業、観光案内所運営事業、1 D a yバス事業、シャトルバス運行事 業、北宗谷観光連携事業、DMO連携 事業、パンフレット制作など観光宣伝 事業のほか、地域の特性を活かした滞 在型・体験型観光メニューの開発を目 指し、受入体制の整備と積極的な誘致 活動を行っている観光協会に対して 支援を行います。	町	
	その他	ふるさとまつり実行委員会補助事業 人のふれあいをもって更なる魅力 ある観光地づくりと観光期の延長を 目指し観光期後期に観光客と帰省客 をもてなすイベントを行っている実 行委員会に対して支援を行います。	町	
	商工業・6次産 業化	中小企業融資・利子補給 町内中小企業の育成振興並びに経 営の合理化を促進し、経済的地位の向 上と事業運営の基礎となる金融の円 滑化を図り、魅力的で活気ある企業づ くりなど、商工業発展のための支援に 努めます。※礼文町中小企業融資制度（資 金を借り入れた中小企業者に対し、北海道信 用保証協会の保証料の補給を行う）	町	
	その他	商工会運営補助 町内商工業者への経営指導などの 中心的役割を担う商工会に対し、その 円滑な活動を支援するため運営補助 を行います。	町	
	その他	水産加工品開発事業 水産物の付加価値向上による生産 性の向上と、新しい雇用の場の創造を 目的とした、水産観光品開発の試験事 業加工業者支援を行います。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	プレミアム商品券助成事業 町内における消費喚起、経済循環を 促進するため、プレミアム付商品券に 対する助成を行います。	町	
	商工業・6次産 業化	商工業担い手支援事業 商工業の振興による地域社会の活 性化を図るため、「担い手支援金」の 交付を行います。	町	
	その他	雇用充足促進事業 島内事業者等に対し、雇用充足を促 進するための支援を行う。	町	
	観 光	宿泊施設整備助成事業 町内宿泊施設を新設又は増設をす る者に対し助成を行う。	町	
	(11) その他	港湾の整備(香深港)事業	国	
		港湾管理事業	町	
		港湾環境施設整備事業	町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### ① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
礼文町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### ② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【レクリエーション・観光施設】

耐用年数が到来している施設については、利用状況等を加味し、同規模での建替えが妥当かどうかを判断します。町としての観光産業振興の方針も踏まえ、観光施設全体の管理方針を検討します。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ア 情報通信基盤の充実

地域情報通信基盤の更改（H30）を行い、従来の I P 告知端末に加え、スマートフォンやタブレット端末等を活用した行政情報の提供により、伝達手段の多重化を図るなど、災害に強い情報・通信基盤づくりを進めています。

光回線網については、生活面だけではなくビジネスの場面においても非常に重要なインフラとなっており、光回線を通じたサービスの安定した提供が求められています。

また、今後更に増加が見込まれるインバウンド等に対応するため、主要観光地における情報通信体制の整備も重要となっています。

地上デジタル放送については、町内の一部難視聴地域において、共同受信施設の老朽化が課題となっています。

### (2) その対策

情報通信技術や情報処理技術が急速に進展しているなかで、時代や住民ニーズに合わせた情報・通信基盤の充実を図ります。

#### 1. 地域情報通信ネットワーク管理事業

設備や機器の維持管理や施設全体の老朽化に対する対応について検討を進めます。

#### 2. 高度情報化への対応

ICT インフラの中でも災害に強い無線 LAN 環境を町内の各公共施設に設置し、地域住民はもちろん、訪れた観光客についても手軽に必要な情報を入手できるよう整備を推進します。

### (3)計画（地域における情報化）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他	防災情報ステーション施設管理事業	町	
		地域情報ネットワーク管理事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 その他	共同受信施設整備費補助事業 テレビ放送難視聴地域において、集落の共聴組合等が行う共同受信施設の整備費に対し助成を行います。	町	

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路の整備

本町の道路網は、主要幹線として東海岸を南北に走る道道礼文島線と、これに有機的に連絡した町道による体系となっています。

町道及び道道は緊急輸送や住民・産業活動において重要な道路であります。

また、近年の訪日外国人旅行者の増加による標識看板の多言語対応や、高齢ドライバーによる誤操作事故も社会問題となっており、道幅の狭い本町では、ガードレールの設置など安全対策を見据えた道路整備が求められています。

#### イ 交通機関の充実

離島という地理的条件の本町にとって、「海上交通」は本土とを結ぶ唯一の交通手段であり、本土までの費用負担や移動時間の軽減は、従来から抱えてきた永遠のテーマでもあります。

本土との移動時間を大幅に短縮する礼文空港の早期再開を目指すなど、地域住民の利便性向上を図ることが今後も必要となります。

また、町内路線バスについては、利用者の減少に伴い「路線バスのあり方」について、利便性の向上と見直しが必要となっています。

### (2) その対策

#### ア 道路の整備

町民生活や産業活動の基盤となる道路交通網の効果的な整備と環境保全を図ります。

##### 1. 町道整備事業

道路交通網の計画的な維持・更新を図り、地域の特性や交通事情に応じた道路整備の推進に努めます。

## イ 交通機関の充実

地域交通機関のアクセスや利便性の更なる向上を図り、地域の要望に即した交通手段の確保に努めます。

### 1. 離島航路運賃助成

町民に対し、本島から稚内、及び利尻間のフェリー運賃助成を行います。併せて、事業者に対して町民の負担軽減を目的とした運航費助成を行います。

### 2. 航空運賃助成

町民に対し、利尻、稚内から丘珠、新千歳間の航空運賃助成を行います。併せて、事業者に対して町民の負担軽減を目的とした運航費助成を行います。

### 3. 準生活交通路線維持事業

バス事業者に対し、準生活路線運行に係る運行費助成を行います。

### 4. 市町村単独路線維持事業

バス事業者に対し、島内バス路線維持に係る運行費助成を行います。

### 5. 礼文空港再開の推進

路線のあり方や就航可能な航空路線確保を進めるとともに、安定就航が見込める空港整備について推進します。

### (3) 計画（交通施設の整備、交通手段の確保）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通通信体系 の整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路  橋りょう	町道整備事業（改良・防雪柵・舗装等）	町	
		町道維持費	町	
		橋梁長寿命化修繕事業	町	
	(8) 道路整備機 械等	除雪機械購入事業	町	
	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業  公共交通	離島航路運賃助成  町民に対し、本島から稚内、及び利尻間のフェリー運賃助成を行います。併せて、事業者に対して町民の負担軽減を目的とした運航費助成を行います。	町	
		航空運賃助成  町民に対し、利尻、稚内から札幌間の航空運賃助成を行います。併せて、事業者に対して町民の負担軽減を目的とした運航費助成を行います。	町	
		準生活交通路線維持事業  バス事業者に対し、準生活路線運行に係る運行費助成を行います。	町	
市町村単独路線維持事業  バス事業者に対し、島内バス路線維持に係る運行費助成を行います。		町		

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

#### 【道路、橋梁】

インフラ系施設に関しては、規模の縮小や廃止を図ることは困難であるため、原則は現状維持とし、新設は行わないこととします。

道路については、定期的に点検等を行い、効率的な費用配分を行い、順次補修等の対応を実施します。

橋梁については、長寿命化計画に従って適正な点検の実施と予防的保全に努めます。



**【交通基盤施設】**

フェリーターミナルは維持管理費の圧縮に努めつつ、現状維持とします。バスの待合所は古くなっているものが多いことから、安全性の観点からも更新の必要性について検討します。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 簡易水道の整備

本町の水道施設は、香深・内路・船泊の3か所の簡易水道施設で島内全域の給水事業を行っていますが、現在の取水施設は積雪期において施設の維持管理が非常に困難な立場所であることに加え、浄水場の水処理能力が限界を超えていること、施設全体が老朽化していることなどの影響により、安定した水の供給が困難な状況にあります。

また、町人口ビジョンによる予測値においては今後更なる人口減少が見込まれており、水道料金収入の減収が予想され、経営環境においても、更に厳しさを増していくと思われれます。

水道は町民生活や活動に不可欠なライフラインであり、安全で良質な水の安定的な供給を確保するためには、経営健全化の取り組みの推進と、老朽化した施設の計画的な更新整備を図る必要があります。

#### イ 下水道の普及・適正管理

本町の下水道事業は、市街地を中心とした香深処理区と、船泊処理区の2処理区で構成されており、香深処理区は平成15年3月、船泊処理区は平成20年3月にそれぞれ供用を開始しており、平成24年度の管渠布設により予定していた地域の整備が終了しています。

現在、集中的に整備した施設の老朽化に対応した維持管理、改修・更新を進めており、今後も老朽化対応の必要性が増してくることや、人口減少等により使用料の減収が見込まれるなど、益々、経営環境が厳しさを増していくことが予想されます。

また、下水道処理区域外については、戸別の合併浄化槽整備事業を推進するなど、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図る必要があります。

#### ウ 居住環境の整備

本町の公営住宅は6団地152戸保有し、入居者の世代や家族構成より、人々の生活様式も多様化し、住宅規模や周辺環境に配慮した快適な居住環境整備を推進しております。

また、近年、漁業就業者や住民の公営住宅入居希望者など、住宅の重要が高まっており、中堅所得者向け住宅も不足傾向にあることから、入居戸数の安定的な確保と供給が求められています。

## エ 廃棄物処理体制の充実

近年、老朽化家屋の解体や海岸漂着物の処分量が増加し、平成27年度より供用を開始した管理型最終処分場における処分量も、計画を上回る排出量となっていることから、廃棄物処分量の減量化により、処分場施設の延命化を図るなど対策を講じる必要があります。

本町では従来から、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の減量化及び資源化に取り組んできましたが、廃棄物の減量化やリサイクル、リユース率の向上に繋がっているとは言えない状況です。

今後において、町と地域住民、事業者等との協働により、3Rへの推進を図る必要があります。

## オ 消防・救急体制の充実

現状として、利尻礼文消防事務組合は利礼3町で構成されており、本町には消防署礼文支署及び船泊分遣所が設置され礼文町消防団とともに、消防・救急業務に取り組んでいます。

課題として、消防団員の高齢化による団員数の減少、老朽化が著しい消防施設及び資器材の補修・更新と、大規模災害や多種多様化する災害、事故等への対応、及びそれにとともなう職員・団員の教育、訓練の充実が必要です。

## (2) その対策

### ア 簡易水道の整備

水道は大切なライフラインであり、生活に欠かせないものであります。

そのためには老朽化した施設を更新し、安全でおいしい水を安定して供給できる水道をめざします。

#### 1. 簡易水道統合整備事業

老朽簡易水道施設を統合し、導水管の布設替えを実施し、安全で安定的な水の提供を目指します。

#### 2. 施設整備事業

老朽化した施設のうち、船泊・内路浄水場を統合し令和5年度から供用開始、令和6年度以降香深浄水場の施設整備に着手します。

## イ 下水道の普及・適正管理

河川、湖、海の水質汚濁を防止するため、自然環境に配慮した下水道施設等の整備と、下水道事業の安定した運営を推進します。

### 1. 特定環境保全公共下水道整備事業

自然環境の保全や快適な生活環境づくりのため、下水道事業における、「長寿命化計画」を策定し、下水道管理体制を確立し、施設の適正な維持管理運営に努めます。

## ウ 居住環境の整備

公営住宅制度の本来の目的である低所得者への居住空間の提供と、老朽化する公営住宅の整備、現有住宅の適切な維持管理を図ります。

### 1. 公営住宅整備事業

老朽化した公営住宅の建て替えを計画的に行い、より良い住環境の整備を積極的に推進します。

### 2. 持ち家住宅への支援

未利用地の活用や、空き家制度等による住宅用地、住宅確保の支援を行います。

### 3. 空家解体助成

居住者がいない空家等の解体に係る経費の一部を助成することで、解体に取り掛かりやすくなり、経年劣化による倒壊事故等の未然防止や生活環境と景観の保全を図ります。

## エ 廃棄物処理体制の充実

町民と行政が一体となって自然と海の環境を保全するために、廃棄物の適正処理によって循環型社会の形成を図り、衛生的でみんなが安心して暮らせる生活環境を整えます。

### 1. 廃棄物処理施設整備事業

安定的な廃棄物処理を行い、生活環境や衛生面の向上を図るため、「第6期安定型最終処分場」の建設を推進します。

## 2. 廃棄物等収集運搬車両更新整備事業

老朽化するし尿及びゴミ収集車の計画的な更新を行います。

## 3. 廃棄物破砕機購入事業

最終処分場に持ち込まれる木材・トタンやアルミ等をチップ化することで減量化・縮小化し、最終処分場の延命化を図ります。

## オ 消防・救急体制の充実

町民の生命財産を守るため消防施設の整備と消防体制の充実を図るとともに、町民の防火意識の高揚を図ります。

また、消防・救急救助資器材の整備を行い、消防・救急体制のより一層の充実を図ります。

### (3)計画（生活環境の整備）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5.生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道増補改良事業 老朽化施設の計画的な更新整備を行います。	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道長寿命化事業 老朽化施設の計画的な更新整備を行います。	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	廃棄物運搬ダンプ車更新	町	
		ごみ収集車更新	町	
		連絡車両更新	町	
		安定型最終処分場建設事業	町	
		管理型最終処分場建設事業	町	
		ごみステーション制作業務	町	
		旧ごみ焼却施設解体事業	町	
		旧最終処分場閉鎖事業	町	
	(5)消防施設	消防資機材更新・整備事業（救急車・小型動力ポンプ付水槽車・小型動力ポンプ付積載車の更新整備）	消防事務組合	
		消防施設更新・整備事業（防火水槽の更新・新設）	消防事務組合	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業	町	
		公営住宅ストック総合改善事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公営住宅長寿命化計画策定業務委託事業 公営住宅の点検強化及び早期の修繕等により更新コストを削減するとともに、施設の長寿命化を図るために、長寿命化計画を策定します。	町	
		空家解体助成事業 町内にある空き家等の解体撤去を行う者に対し、その経費の一部を助成し、空き家等の放置、倒壊事故、犯罪、火災等を未然に防止し、町民と地域の安全・安心の確保、及び生活環境と景観の保全を図る。	町	
	(8) その他	治山事業（土留工・排水工等）	町	
		森林整備事業（植林等）	町	
		河川整備事業	町	
	交通安全推進費 広報啓発活動や歩道・道路標識の整備等交通事故の未然防止に努めます。	町		

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【上下水道関連施設】

ごみ処理施設や消防施設と同様、住民の生活基盤として必要不可欠な施設であり、原則現状維持のうえ、耐用年数が到来したものは更新を検討します。

簡易水道施設はほとんどが耐用年数を迎えているので、古いものから順次建替えを実施します。

##### 【環境衛生施設】

ごみ処理施設は、住民の生活に必要不可欠なものであり、原則現状維持とします。

また、耐用年数が到来した際には更新の方針とします。特に、ごみ焼却施設については、老朽化率も高く、更新に向けて早急な対応が求められます。

一方、町内各地の公衆便所は必要箇所数を再検討しつつ、老朽化したものの建替えを検討します。

### **【消防・防災施設】**

消防施設のうち、利尻礼文消防事務組合礼文支署庁舎については、耐用年数こそ残っているものの、消防体制及び救急業務体制の充実を図るうえで、立地条件や建物の規模を見直す必要があります。また、既に耐用年数を迎えている消防器具格納庫や分団の詰所は、消防事務組合の施設管理方針に沿って、更新等の対応を検討します。

廃校舎を避難所として転用する場合は、大規模な改修費用が見込まれるので、他の施設更新費用との兼ね合いを考慮のうえ、実施します。

### **【公営住宅】**

入居状況等を考慮し、適正戸数を定め長寿命化の実施を検討します。古くなって耐用年数が到来した棟については、建替えの際に戸数等を調整します。

### **【河川、治山、上下水道 ほか】**

町の地勢から例年一定規模の治山工事が必要となります。上下水道に関しては、将来的な法適用化も見据え、現在策定中の経営戦略に沿って、適切な資産管理を行います。



## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域福祉の充実

全国の都市部同様に、郡部でも少子高齢化により地域内での支えあいが希薄になりつつあります。地域福祉に区分される種々事業のなかで、少子化対策事業については、安心して出産し、安心して子育てができる地域環境づくりや母子家庭等への自立支援体制に取り組んでいく必要があります。

また、人口減少が進むなかでも安心して暮らせるように、自治会や民生委員をはじめとする地域内の様々な機関と協働で、高齢者や障がい者の見守り支援を推進していくことも重要です。

##### 1. 高齢者福祉の充実

礼文町の高齢者は漁業に携わっている方が多く、自然と介護予防が図られている一方で、漁のない冬場の閉じこもり対策が課題となっています。

また、人口減少にともない、これまで当たり前のようにあった地域内での支えあいが難しくなっているのも現状です。

在宅や施設にかかわらず、住み慣れた島で暮らすことを支援する仕組みづくりが求められています。

##### 2. 障がい者福祉の充実

礼文町には障がいを持った人が利用できるサービスが非常に限られており、入所に関しては島外施設に頼らざるを得ないのが現状です。在宅で生活している障がい児・者が、親亡き後も可能な限り住み慣れたまちで暮らすことができるような仕組みを整えるとともに、全ての人とともに生きていくため「こころのバリアフリー」を実行していく必要があります。

#### イ 児童環境の充実

人口減少による人材不足から、子育て世代の女性の働き手としての需要も大きく、保育所入所希望の低年齢化や平成 29 年度からの保育料無償化の導入により、特に 1・2 歳児からの保育ニーズが高まっています。住民ニーズに応えるため、期間を限定し早朝保育を実施しておりますが、保育士を始めとする人材の確保が困難であるとともに、住民のニーズも多様化しており、今後も引き続き安心して子育てができる環境づくりが必要となります。

一方、障がい（疑いを含む）児等の支援対策として、早期療育支援や虐待対策など子育て支援に求められるニーズも多様化している現状も垣間見えます。

また、子どもの遊び場づくりに関するニーズに応えるためには、詳細なニーズの把握や限られた土地の有効利用ということからも、なかなか困難な状況と言えます。

## ウ 健康づくり

仕事が最優先されているため、健康への関心の低さがみられていることや、健診の機会が限定されていることから健診の受診率が低迷しています。

また、国民健康保険の健診・医療・介護のデータを総合的に分析した結果（以下KDBシステム）からみる町の健康課題は、高血圧の疾患に起因する病気の発症が多く見られていることから、普段の食生活を含めた生活の是正が健康寿命の延伸には重要です。礼文町を担っていく次世代に対し、健康につながる教育が今後は求められています。

## (2)その対策

### ア 地域福祉の充実

少子高齢社会にともなう人口減少により、誰もが安心安全な生活を送るためには、地域における支えあいの力である「福祉力」を高めることが非常に重要となっています。全ての世代が住み慣れた礼文町で安心して暮らすことができるよう、妊産婦から子育て期をはじめ、高齢者等の見守りに至るまで幅広く支援していきます。

#### 1. 高齢者福祉の充実

離島であるため医療・介護の資源が限られているなかで、いつまでも住み慣れた島で暮らしたいという高齢者の希望を叶えることができるよう、既存の人的・物的資源を活かした礼文町独自の地域包括ケアシステムの確立を目指します。

#### 2. 障がい者福祉の充実

障がいがある、ないにかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支えあい、差別や虐待、社会からの排除などがなく、誰もがいきいきとした人生を送ることができる「共生社会」を目標として掲げます。

### イ 児童環境の充実

家庭における子育てを基本としながら、母子の孤立化を防ぎ地域全体で子どもを守り育てるまちづくりをめざし、地域ネットワークの推進や、関係機関との連携を行っていきます。

## ウ 健康づくり

住民一人ひとりの健康意識の高揚と健康の保持・増進を図ることで、健康寿命の延伸をめざします。また、子ども、働く世代、高齢者といった全てのライフサイクルに対し、心と体の健康に関する正しい情報提供と選択する力をもってもらうことが大切です。

健康なまちづくりのために住民・企業、大学等と連携した取り組みを総合的に推進します。

(3)計画（子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6.子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(1)児童福祉施 設 保育所	香深保育所施設改修事業 安心して保育できる環境を整備し ます。	町	
	(8)過疎地域持 続的発展特別 事業	社会福祉法人運営補助事業 特別養護老人ホームを運営する事 業所に対して、その安定した経営を維 持するために助成を行います。	町	
	高齢者・障害者 福祉	老人福祉寮管理運営事業 老人福祉寮を運営する事業者に対 して、その安定した経営を維持するた めに助成を行います。	町	
	その他	福祉バス運行委託事業 70歳以上の高齢者、及び障がい者が 路線バスを利用する際に、全区間一律 100円で乗車できます。	町	
	その他	妊産婦通院交通費等助成事業 妊産婦の健診・出産のための通院交 通費（乗船代）、及び宿泊費の一部を 助成します。	町	
	高齢者・障害者 福祉	社会福祉協議会補助事業 ヘルパー派遣、在宅生活見守り、除 雪、移送サービスなど地域自立生活支 援事業を安定して提供するため、事業 を実施する事業所に対して助成を行 います。	町	
	その他	特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療（体外受精及び顕微鏡 受精）を行っている住民の経済的負担 を軽減するため、治療費及び交通費・ 宿泊費について助成します。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 高齢者・障害者 福祉	礼文福祉会施設改修補助事業 特別養護老人ホームを運営する事 業所が行う、施設の老朽化等に対応す るための改修費用の一部について助 成します。	町	
	その他	出産祝い金等助成事業 少子化対策及び定住人口の促進の ため、出産祝い金を支給します。 第1子及び第2子 200,000円 第3子以降 1,000,000円	町	
		子育て世代マイホーム新築助成事業 新築、増改築又は購入住宅に対する 助成を行います。	町	
		地域支援事業 家族介護や介護予防、認知症のケア 等の相談支援を行います。	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【福祉施設】

福祉施設はいずれも新しい施設が多いことから、当面は維持管理費の圧縮を図りつつ、現状維持とします。将来的には世代別人口構成等も加味しつつ、更新時に同規模のまま建替えするかどうか等について検討します。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域医療の充実

本町には町立国保船泊診療所のほか、道立香深診療所及び歯科診療所があり、医療の提供はもとより健康の保持増進に寄与しています。

なかでも町立診療所は19床の入院施設とCT、透視、MRI、人工透析機等の検査・医療機器の整備や理学療法室が完備され、町内の基幹病院としての役割を担っております。

加えて、医療分野における広域連携により、精神科の遠隔診療をはじめ、眼科診療及び産婦人科診療を市立稚内病院からの派遣専門医により、地元で受診できる体制が図られています。

しかし、人口減少や都市部に人材が集中し、労働力人口が減少するなかで、医師や看護師をはじめとする医療従事者を安定的・継続的に確保することが困難な状況となってきています。

また、高度化・専門化する医療環境に対応するため、医療機器の更新や老朽化した設備の改修等の検討に加え、診療や事務の効率化により医療サービスの向上を図り、町民が安心して医療を受けられる環境を整備することが求められています。

### (2) その対策

少子高齢化社会に順応した福祉と医療を充実し、健康で生きがいのある生活と子どもやお年寄り、障がい者が安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

### (3) 計画（医療の確保）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	国保診療所施設・設備等整備事業	町	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業  その他	地域医療確保 町民に十分な医療提供ができるよ う、町立国保船泊診療所医師の複数体 制維持への取り組みを最重要課題と 位置づけ、加えて、医療技術者や看護 師などの確保と資質の向上に努める とともに、研修機会の拡充を図るため の体制整備を推進します。  また、「礼文町医療技術者等修学資 金」の貸付により医療技術者等の支援 を行ないます。	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

#### 【医療施設】

船泊診療所は比較的新しい施設であり、維持管理費の圧縮を図りつつ、現状維持とします。歯科診療所は2箇所とも老朽化が進んでいますが、特に船泊歯科診療所は耐用年数を大幅に過ぎているので、更新等の早急な対応が必要です。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育の充実

本町では、これまでの「礼文型教育連携」を基盤に定着してきた保小中高の連携教育が、基盤・基本の確実な定着をめざす礼文検定や、ふるさと礼文に学ぶ豊かな心の育成を柱とした特色ある教育活動として継承され、成果をあげてきました。

今後においても、これまでに積み重ねた礼文型教育連携の成果の上に立ち、学校・家庭・地域の連携を一層豊かに前進させ、一人ひとりの子どもの自立に向け、これまで以上に信頼される学校を創造するとともに、老朽化が進む町内学校教育施設の改築・改修や教職員住宅の建替え等を計画的に進め、礼文町全体で子どもたちを守り育てる体制・環境づくりの推進が求められています。

#### イ 社会教育の充実

近年、地縁的なつながりが衰退し、連帯感や支えあいの意識が希薄化するなか、地域住民が様々な活動を通して人と人の絆を育み、個人が孤立することなく安心して生活を送るための学びと活動が求められています。

#### ウ 生涯スポーツの充実

町内では、成人のスポーツ団体やスポーツ少年団が、各種運動施設や学校施設において定期的な活動を行っています。一方、各年代においてスポーツ活動の有無の二極化が見られ、体力運動能力の低下や生活習慣病の予防などの面から問題が指摘されています。

#### エ 生涯学習の推進

生涯学習は、人が生涯にわたってその時々の課題に応じた学習を行うことであり、本町においても就学前から就学・就職期、退職期それぞれにおいて、様々な学習や活動が行われています。しかし、活動が一過性であったり、多様なニーズに対応できない状況も見られます。

#### オ 礼文高校の魅力と人づくり

礼文高校は、離島である本町に唯一ある道立の高等学校であり、近年の人口減少と少子化が進行するなか、ここ数年来入学者は10名前後で推移しており、北海道が示す「公立高等学校配置計画」に照らすと、今後の安定的な学校運営が憂慮されている状況にあります。

礼文高校の統廃合は、義務教育を終えた地元生徒の選択肢を狭めるだけでなく、親元を離れ島外の高校へ進学させる事に伴う保護者の負担増加が懸念されてきました。

本町では、「礼文高校魅力化推進協議会」を設立し、特色あるカリキュラムの創設と、全



国募集に向けた準備を重ねて、2020年度からの入学志願者の全国公募に結びつきました。  
今後も更なる地域資源を活かした魅力ある高校づくりを行うことが求められます。

## (2) その対策

### ア 学校教育の充実

学校教育においては、施設の整備と併せて、子ども一人ひとりの自立をめざす信頼される学校づくりを目標とします。また、「礼文型教育連携」を基盤に、基礎・基本の確実な定着を図り、学校教育の更なる内容の充実を図ります。

#### 1. 教育環境の充実

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、地域のコミュニティや防災拠点としても重要であり、耐震化された快適で安心安全な施設整備と教育設備の充実を図ります。

#### 2. 学校教育内容の更なる充実

- ① 社会で生きる実践的な力の育成
- ② 豊かな心と健やかな体の育成
- ③ 信頼される学校づくりの推進

### イ 社会教育の充実

人口減少によって様々な課題が生じるなか、誰もが安心して充実した生活を営めるよう、豊かな人間関係を育む地域づくりの必要性が高まっています。多様な学習活動を通して、個人から集団に広がり、集団同士が連携交流するなど、人と人がつながる地域づくりをめざします。

### ウ 生涯スポーツの充実

日々の生活における運動やスポーツ活動は、心身の健康を保持するとともに、世代・性別を越えた交流の機会ともなります。健康で活力ある生活を送るため、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動を推進します。

## エ 生涯学習の推進

生涯学習とは、学校教育や社会教育、並びに個人の学習や活動など、人が生涯にわたって行う幅広い学習を意味します。人生100年時代となった今、多様な主体の連携や協力により、地域の誰もが学びと活動の好循環を作り出せる環境づくりに取り組めます。

## オ 礼文高校の魅力と人づくり

礼文高校の更なる魅力化を図り、活気ある高校づくりへの取り組みを通して、地域全体の活性化に取り組めます。

また、離島留学生等に地域の産業や地域との人のつながりを持ちながら、礼文町の次代を担う人材の育成に努めます。

(3)計画 (教育の振興)

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8.教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場  教職員住宅	礼文小学校校舎大規模改造工事	町	
		船泊中学校屋内運動場長寿命化改修工事	町	
		香深中学校屋内運動場長寿命化改修工事	町	
		へき地教職員住宅新築工事	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業  高等学校	礼文高等学校支援事業 ・遠距離通学補助事業 ・海外短期留学事業 ・検定試験受験料助成事業 ・町外生徒帰省交通費助成事業 ・町外生徒保護者来島交通費等助成事業 ・生徒昼食費助成事業	町	
		その他	礼文町教育研究会補助事業 町内の子供たちに貴重な体験を経験させるための各種事業を展開している組織へ補助します。	町
	生涯学習・スポーツ	生涯学習情報作成事業 町内諸団体の年間行事を集約した情報カレンダーを作成し配布します。	町	
		体育協会運営補助事業 町内のスポーツ関係各団体やスポーツ少年団活動に対して助成を行います。	町	
	義務教育	スクールバス運行委託事業 スクールバスの運行をバス会社に委託し、町内児童・生徒の送迎を行う。	町	
	高等学校	魅力ある高校づくり対策事業 礼文高校の魅力を全国的にPRし、島外からの生徒を募ります。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8.教育の振興	(5)その他	社会教育事業の推進 社会教育施設の運営等を行います。	町	
		社会体育事業の推進 幼少期から運動・スポーツに触れる機会を積極的に確保し、外部講師の招聘をはじめ、関係機関や団体との連携のもと地域全体の運動・スポーツ環境の充実を図ります。	町	
		図書環境の充実（図書館の運営） 町内に唯一ある町営図書館の充実を図り、町民に学習や読書環境の場を提供する。	町	
		連携教育支援活動の推進 保小中高校連携の支援を行います。	町	
		青少年交流活動の推進 利尻礼文児童交流事業等を実施します。	町	

#### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

##### 【学校教育関連施設】

小学校・中学校数校は現状維持としますが、老朽化の進んでいる校舎・体育館・教職員住宅は計画的に改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

##### 【スポーツ・文化交流施設】

いずれも耐用年数が到来するまでにはある程度の期間があるため、その間に施設の利用状況等を加味し、建替時に現状維持か縮小・複合化等の方針を判断します。また、利用状況の拡大・向上とともに維持管理費の削減に努め、より効率的な運営を目指します。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町には、海岸線に沿って29の集落が形成されており、西海岸に点在している集落については、行政の効率的な執行をするうえで課題もありますが、水産資源に恵まれていることや漁業形態などから、現段階では集落の再編成は難しい状況にあります。

このため当分の間は、これらの地域において交通網など生活環境の整備について均衡ある施策を講じながらも、将来を見据えて全町的な集落の再編成を検討していく必要があります。

### (2) その対策

本町の主産業は、磯根付漁業を中心とした水産業であり、各集落の前浜での操業を基本としています。

今後は、人口の減少や高齢化の進行により、社会的・経済的機能が低下し、日常生活維持が困難となる集落が生じることが予想されます。若い世代の定住化による地域の生活化を推進し、行政の効率的な運営と社会機能の向上を図るため、集落住民との対話を重ねた集落再編整備を検討する必要があります。

地域コミュニティ組織への支援を図るため、主体的な体制づくりへの協力や運営補助を行い、活動拠点の集会施設については、地域の協力を得ながら適切な維持管理に努めます。

### (3) 計画（集落の整備）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会運営交付金 地域において自主的活動を推進している自治会に対して、その運営を後押しする交付金を交付する。	町	
		コミュニティ活動拠点整備事業	町	
	(3) その他	コミュニティ会館整備	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

#### 【コミュニティ施設】

耐用年数を迎えている施設も多く、建替えにあたっては地域ごとの利用状況も踏まえ、同規模での更新が妥当かどうか判断します。場合によっては複数の施設を統廃合することも視野に入れ、また、防災の見地から一時避難所の役割も考慮した検討が必要な施設と言えます。

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 芸術文化の振興

町内においては、文化団体や個人が地域の文化活動の中心を担っていますが、高齢化や担い手不足等による活動停滞などが見受けられます。また、地理的環境から、優れた芸術作品を鑑賞する機会が少ないほか、子どもから大人まで、各世代に応じた体験活動も十分ではありません。

#### イ 文化財の保護と活用

町内には現在、国指定1件、道指定3件、町指定5件の指定文化財や55箇所の遺跡のほか、町の歴史や文化に関係する様々な資料や記念物が見つかっています。しかし、人口減少に伴い、地域における歴史文化遺産の保護や伝統的行事等の担い手不足が懸念され、次世代への継承が難しくなりつつあります。

### (2) その対策

#### ア 芸術文化の振興

芸術文化は、人々に感動や喜びをもたらし、地域の活性化や魅力化に大きな役割を果たすものです。様々な芸術文化活動を通して豊かな心をはぐくみ、魅力あふれる地域づくりをめざします。

##### 1. 文化芸術活動の推進

地理的な制約などにより、優れた文化芸術に直接触れる機会が少ないため、「演劇」や「コンサート」等の鑑賞事業を積極的に開催するとともに、多様な文化教室や体験講座の充実を図ります。

#### イ 文化財の保護と活用

町内各所に見られる様々な歴史文化遺産は、太古から続く島の歴史を語る上で大変重要なものです。最北の島に生きた先人の遺産を守り、未来へ継承していく活動に取り組むとともに、島の宝として、様々な場面を通してその魅力を伝える活動に取り組めます。

##### 1. 展示保管施設の整備

重要文化財の展示・保管に必要な要件を満たす展示保管施設の整備を進め、適切な管理と公開に努めます。

## 2. 指定物件の維持補修

指定物件の資料的・歴史的価値を損なわないため、脆弱な資料の修理や劣化・破損した資料の修復・新調など維持の措置に積極的に取り組みます。

## 3. 歴史文化資源の把握

地域に埋もれた歴史文化資源にまつわる由来や伝承などを総合的に把握し、今後の活用に向けたデータベースを構築していきます。

## 4. 文化財の普及活用

郷土資料館における企画展示や、ホームページ等による情報発信など、地域住民から観光客まで、幅広い対象・世代に向けて島の魅力を提供していきます。

### (3) 計画（地域文化の振興等）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業  地域文化振興	文化芸術活動の推進  文化芸術活動に触れる機会が少ないため、「演劇」や「コンサート」の開催を積極的に推進するとともに、各種教室や講座の充実を図ります。	町	
		指定文化財の管理  適切な環境下における管理と公開を行うため、保管展示施設の整備や指定物件の現状維持に努めます。	町	
	(3) その他	文化遺産の継承  文化財保護	町	

## 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域防災・減災対策推進事業

近年の気候変動が自然環境に及ぼす影響として、大雨による河川の氾濫や土砂災害等が頻繁に発生しており、本町においても平成26年8月及び令和2年8月の大雨により大規模な被害を受け、防災体制及び防災環境の整備を図っています。しかし、土砂災害警戒区域等に指定されるとともに海溝型断層を近傍に有しており、冬期間を見据えた迅速かつ安全な防災体制及び防災環境の整備・強化による減災が求められています。

### (2) その対策

#### ア 地域防災・減災対策推進事業

##### 1. 土砂災害時の早めの避難体制づくりと災害時要配慮者等の初動体制の確立

土砂災害時において、過去の教訓を反映し、日頃から「自助」への意識と備えを促進するとともに、「共助」として特に災害時要配慮者を支え合う体制づくりを図り、迅速かつ確実な避難体制を確立します。

##### 2. 冬期間の地震・津波災害等を想定した避難場所及び避難施設等の整備

酷寒・暴風・降雪等冬期間の特性を考慮した避難所等の避難場所及び避難路・備蓄庫の避難施設等の整備を図り、安全・迅速かつ確実に避難できる防災環境を整備します。

##### 3. 防災資機材・防災備蓄品等の整備

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるために、「自らの命は自ら守る。自らの地域はみんなで守る」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資（食料品・生活必需品・避難所等用資機材等）を確保します。

##### 4. 防災情報伝達手段の多重化

津波・土砂災害等から人的被害を最小限に抑えるには早めの避難が重要であり、避難に関する情報等を早期かつ確実に住民へ伝達するとともに、混乱する防災直後や夜間において「情報の空白」が生じないように、複数の情報伝達手段を整備します。

##### 5. 災害対応能力を高めるための人材育成及び確保

災害に備え、迅速かつ的確に災害対策し、災害発生前の段階から被害の発生を軽減するため、防災業務に直接携わる行政職員及び地域における防災リーダー等の人材を育成・確保します。

#### イ 地域コミュニティ活動推支援事業

また、町民活動への支援を充実させるため、産業の育成や人材育成のための事業及び教育や文化、環境の向上に関する事業などへの助成支援を行います。



### (3) 計画（その他地域の持続的発展に関し必要な事項）

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12. その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持 続的発展特別 事業	地域防災・減災対策推進事業 避難路・備蓄庫・避難所・備蓄品・ 避難場所看板等の整備、地域防災組織 の育成等を行います。	町	
	(2) その他	島おこし事業（島おこし基金） 人材・産業の育成、教育・文化の向 上など「自ら考え自ら実践する地域づ くり」に資する事業を行う団体に対し 助成します。	町	
		礼文島いきものつながりプロジェク ト助成金 生物多様性を利用した観光資源の 活用に対して助成します。	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

#### 【行政施設】

行政施設はいずれも町の行政サービスの基幹となる施設であり、現在の施設は維持管理費の圧縮を図りながら現状維持とします。また、耐用年数の到来時期を見据え、建替時には他の施設との複合化も視野に入れて検討します。

#### 【保養施設】

町の観光産業を支える重要な施設のひとつとして、利用状況の向上と維持管理費の圧縮に努めます。施設はまだ新しいので、当面は現状維持としますが、利用者のニーズに耳を傾け、今後の施設運用の見直しも視野に入れながら、利用者の増加に努めます。

#### 【公園施設】

公園の管理棟のうち耐用年数が到来しているものは、安全性の観点から更新を検討します。

#### 【その他の施設】

他の施設分類に該当しない固有の施設は、原則現状維持とします。用途廃止された建物については、転用が見込めない場合は、安全性や維持管理費の観点から解体・撤去も視野に入れ検討します。

## 事業計画（令和3年度～7年度）

## 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	細 区 分	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	地域間交流 移住・定住 移住・定住 人材育成 移住・定住	地域交流活性化推進事業 持ち家住宅支援助成事業 礼文島移住促進事業 地域・次世代リーダー育成事業 民間賃貸住宅促進事業	町 町 町 町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業 第1次産業 第1次産業 第1次産業 第1次産業 観 光 その他  商工業・6次産業化 商工業・6次産業化 その他 その他 商工業・6次産業化 その他 観 光	地域産品輸送費支援事業 漁業後継者報奨金奨励事業 漁業担い手支援補助事業 漁業者住宅支援 漁業関係資金利子補給 観光協会補助事業 ふるさとまつり実行委員会補助事業  中小企業融資・利子補給 商工会運営補助 水産加工品開発事業 プレミアム商品券助成事業 商工業担い手支援事業 雇用促進事業 宿泊施設整備助成事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	その他	共同受信施設整備費補助事業	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通 公共交通 公共交通 公共交通	離島航路運賃助成 航空運賃助成 準生活交通路線維持事業 市町村単独路線維持事業	町 町 町 町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	生 活  危険施設撤去	公営住宅長寿命化計画策定業務委託事業 空家解体助成事業	町 町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者・障害者福祉 高齢者・障害者福祉 高齢者・障害者福祉 その他 高齢者・障害者福祉 その他 高齢者・障害者福祉 その他 その他  その他	社会福祉法人運営補助事業 老人福祉寮管理運営事業 福祉バス運行委託事業 妊産婦通院交通費等助成事業 社会福祉協議会補助事業 特定不妊治療費助成事業 礼文福祉会施設改修補助事業 出産祝い金等助成事業 子育て世代マイホーム新築助成事業 地域支援事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	細区分	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	その他	地域医療確保	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	高等学校 その他 生涯学習・スポーツ 生涯学習・スポーツ 義務教育 高等学校	礼文高等学校支援事業 礼文町教育研究会補助事業 生涯学習情報作成事業 体育協会運営補助事業 スクールバス運行委託事業 魅力ある高校づくり対策事業	町 町 町 町 町 町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	集落整備	自治会運営交付金	町	
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域文化振興 地域文化振興	文化芸術活動の推進 指定文化財の管理	町 町	
11 その他の地 域の持続的発 展に関し必要 な事項	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業		地域防災・減災対策推進事業	町 町	

※「過疎地域持続的発展特別事業」については、地域の持続的発展に資するものであり、その施策効果は将来にわたるものである。



北海道礼文郡礼文町

---

## 礼文町過疎地域持続的発展市町村計画

〒097-1201

北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地の 5

事務局：礼文町総務課

電 話：0163-86-1001

---

2021（令和3）年9月発行